

財務省・税関における取組状況

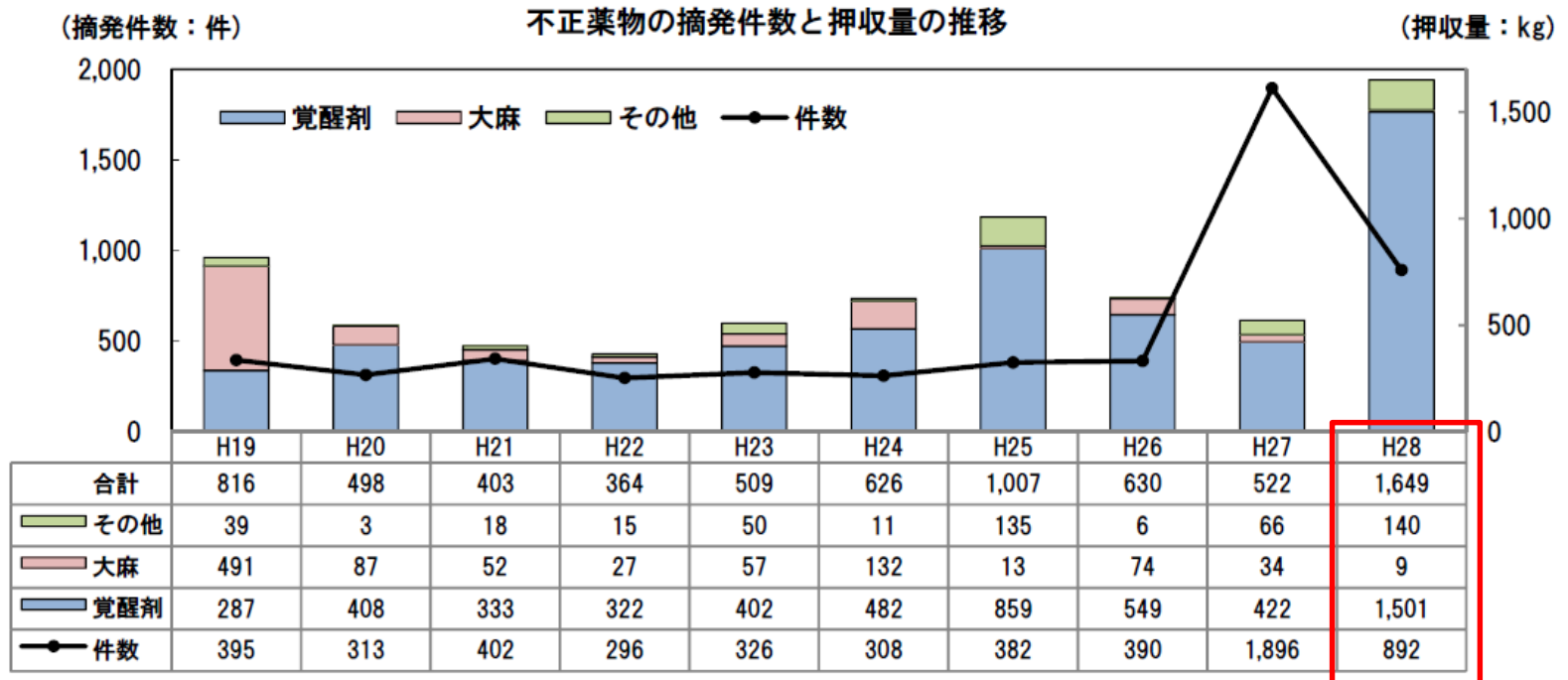
平成29年9月14日

財務省関税局

不正薬物全体の摘発状況

平成28年

- 不正薬物全体の押収量は約1,649kg（過去2番目）
- 指定薬物の大幅減により、摘発件数は半減（892件）
- 覚醒剤の押収量は約1,501kg（前年比約3.6倍）で過去最高



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

指定薬物の摘発

- 平成27年4月、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加。
- 摘発件数は477件（前年比67%減）と大幅に減少したが、**不正薬物全体の摘発件数の半数以上**を占め、引き続き高水準。
（参考）H27年における指定薬物の摘発件数は、1,896件と過去最高であった。
- 押収量は、約19kg（前年比53%減）と半減。

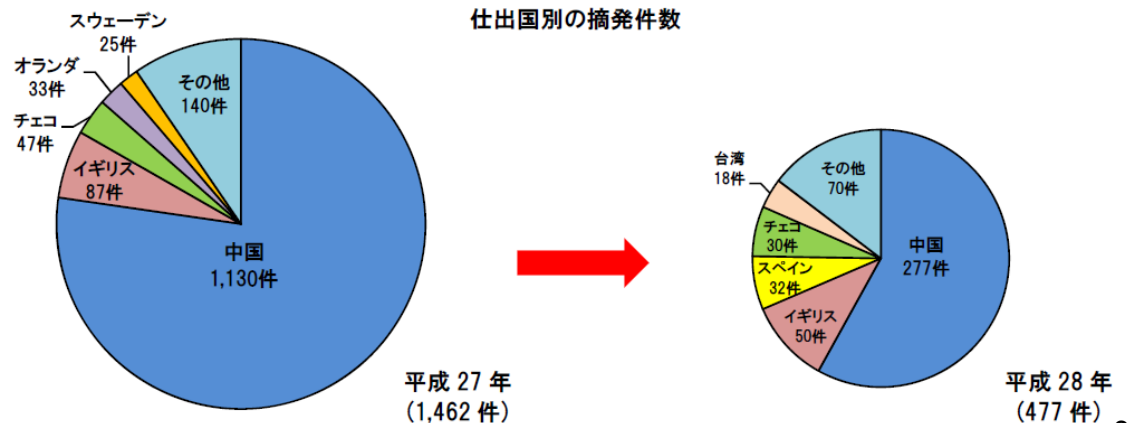
（参考）税関が発見した未規制の危険ドラッグに関する厚生労働省への情報提供により、厚生労働省による迅速な指定薬物への指定に貢献。



指定薬物の密輸入の特徴

- **亜硝酸イソブチル**等の亜硝酸エステル類が約7割と大半
- **国際郵便物**を利用した密輸入が約9割
- **中国からの密輸入**が約6割を占め、引き続き最多

仕出国別の摘発件数



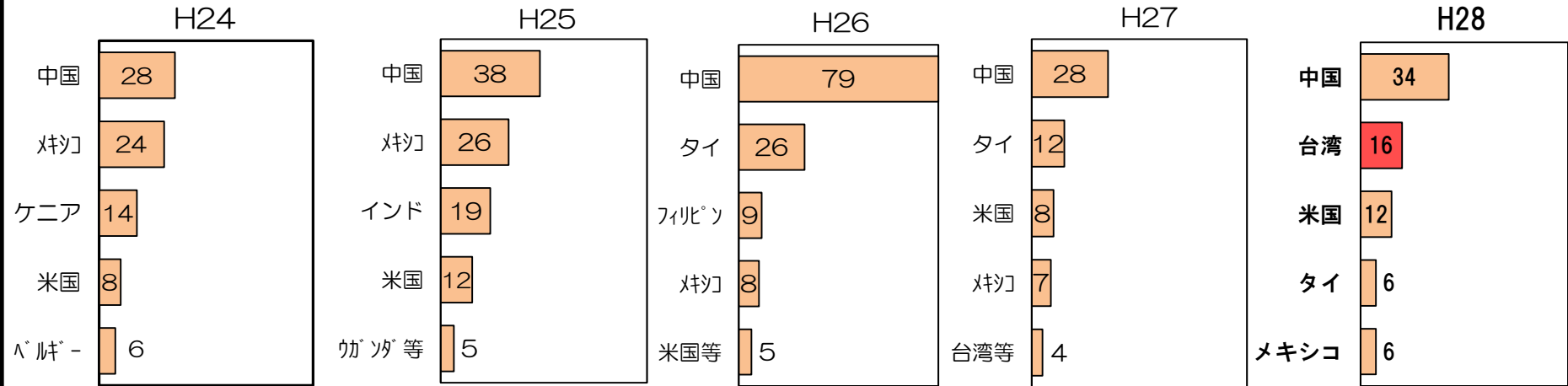
覚醒剤の密輸仕出地の特徴

摘発件数

☆ 台湾を仕出地とする密輸入が大幅増加

仕出地別摘発件数の推移（上位5ヶ国）

（摘発件数：件）



押収量

☆ 上位3か国・地域で全体の9割以上（密輸手口の大口化）

仕出地別押収量の推移（上位5ヶ国）

（押収量：kg）

